

1号議案

辺野古基金規約

(名称、事務所)

第1条 名称及び事務局所在地

本会は、「辺野古基金」(以下本会とする)といい、組織・事務局を那覇市内に置く。

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目105-18 官公労共済会館 B1

(目的)

第2条 本会は、辺野古新基地建設に反対し、建白書において要求されたオスプレイ配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設を断念させる運動(活動)の前進を図るために物心両面からの支援を行い、沖縄の未来を拓くことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、必要な支援・活動を行う。

(組織)

第4条 本会は、第2条に定める設立趣旨に賛同する団体及び個人の寄付をもって基金を構成する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く

1. 評議員会
2. 基金運営委員会
3. 事務局

(権限)

第6条 各機関の権限

評議員会は、共同代表、理事、基金運営委員代表によって構成され、活動方針や予算・決算を決定する。評議員会は年1回以上とする。評議員会は十分な審議を尽くして決定し、議論が分かれた場合は参加の多数決で決定する。

1. 基金運営委員会は、本会運営に関する重要事項の決定を行う。

2. 本会運営の必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く

1. 共同代表 6名以内
2. 理事 4名以内
3. 基金運営委員 10名以内
4. 事務局長 1名
5. 事務局長代行 1名
6. 監査 2名以内

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(財政)

第9条 本会の財政は、寄付金等によってまかなう。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改正等は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第12条 本規約に定めなき事項については共同代表、理事、基金運営委員、事務局長、事務局長代行等で構成する役員会で施行する。

附則

- 第13条
1. 本規約は2015年4月6日より施行する。
 2. 本規約は2015年5月13日より施行する。
 3. 本規則は2015年6月24日より施行する。
 4. 本規則は2023年6月8日より施行する。
 5. 本規則は2023年8月1日より施行する。